

事務連絡  
令和2年8月21日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「医療用医薬品の薬価基準収載希望書の提出方法等について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

医政経発 0821 第 1 号  
保医発 0821 第 1 号  
令和 2 年 8 月 21 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省医政局経済課長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

「医療用医薬品の薬価基準収載希望書の提出方法等について」の一部改正について

標記については、これまで「医療用医薬品の薬価基準収載希望書の提出方法等について」（令和 2 年 2 月 7 日付け医政経発 0207 第 1 号、保医発 0207 第 1 号）により取り扱ってきたところであるが、行政手続における押印の見直しを行う観点から、別紙新旧対照表のとおり一部改正し、令和 2 年 8 月 24 日以降、これによることとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたく通知する。

